

江東区こども・子育て会議について

1 子ども・子育て支援新制度

平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援法に基づき幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

新制度では、消費税の増収分から財源を確保し、幼児教育、保育、子育て支援を総合的に推進するため、次の 3 点に重点的に取り組むこととされています。

- ① 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- ② 保育の量的拡大・確保
- ③ 地域の子ども・子育て支援の充実

2 本区における「こども・子育て会議」

「子ども・子育て支援新制度」のスタートに合わせ、江東区では地域における子育ての状況やニーズを把握し、保育所や幼稚園などの整備目標量などを盛り込んだ「江東区こども・子育て支援事業計画」（平成 27 年度～平成 31 年度）を平成 27 年 3 月に策定しました。また、令和 2 年 3 月には、2 期目である「江東区こども・子育て支援事業計画」（令和 2 年度～令和 6 年度）を策定しています。

「江東区こども・子育て会議」は子育ての専門家や区民の代表によって構成され、この事業計画の策定・進行管理にあたり、計画の内容等についてのご意見を伺う場であります。

3 委員について

(1) 委員数

1 2 名

(参考) 資料 1 「令和 3・4 年度 江東区こども・子育て会議委員名簿」

(2) 委員の役割（論議の内容）

- 特定教育・保育施設（施設型給付を受ける保育所、幼稚園、認定こども園）の利用定員の設定に関する事。
- 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- 子ども・子育て支援事業計画の進行管理及び変更に関する事。
- 江東区における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事。

(3) 任期

令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

4 会議スケジュールについて

会議の開催は、例年は年 3 回程度を予定。

ただし、令和 3 年度は新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言発令等の影響により 2 回開催予定。